

(仮称) 大和郡山市自治基本条例素案

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 まちづくりの基本原則（第4条）
- 第3章 市民（第5条－第7条）
- 第4章 議会（第8条・第9条）
- 第5章 市長等（第10条－第12条）
- 第6章 市政運営（第13条－第24条）
- 第7章 市民参画、協働（第25条－第29条）
- 第8章 連携と協力（第30条）
- 第9章 条例の位置づけと改正（第31条－第32条）

附則

前 文

(前文)

わたしたちが暮らす大和郡山市は、奈良盆地の北部に位置し、矢田丘陵の山なみ、緑豊かな田園地帯が広がる素晴らしい自然環境のもと、先人が積み重ねてきた伝統と文化の歴史が息づく、‘金魚と城下町’で知られる、人と人とのふれあい、思いやりを大切にすまちです。

わたしたちは、このまちに集い、生まれ育ち、また、共に学び働き、暮らしながら「大和郡山らしさ」を基調にした魅力のあるまちづくりに取り組んできました。

これからも、地域の歴史、文化、自然、環境との調和をより一層図るとともに、市民、事業者、市議会、行政等さまざまな人々がパートナーシップをはぐくみながら、平和で夢と希望に満ちたまちづくりを進めていきます。

そのためにも、わたしたちは、それぞれの権利と役割、責務を認識したうえで、自分たちのまちは自分たちの手で築きあげていこうという強い意志のもと、市民参加、参画、協働のまちづくりのしくみを構築していかなければなりません。

よって、主権者である市民が自らの責任に基づき決定し、主体的に行動することにより更なる住民自治の進展と日々の暮らしのなかで共に生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに（仮称）大和郡山市自治基本条例を制定します。

【解 説】

自治基本条例は、大和郡山市における自治の基本ルールとなるものです。そのため前文には、法的な実効性はないとされていますが、条例を制定する趣旨や目的を明確にするため、条例を策定するにあたっての基本姿勢、考え方を示しています。

前文は、5つの段落から構成されています。第1段落、第2段落では、市の現況あるいは、大切にすべき資産、そして、現在までの市のまちづくりの在り方について述べています。

第3段落、第4段落では、大和郡山市が目指す自治の在り方と、そのためにどのような仕組みを作っていくかについて述べています。

そして、第5段落では、住民自治の進展、生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する決意を述べています。

第1章 総 則（目的／定義／基本理念）

（目的）

第1条 この条例は、大和郡山市における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、市民及び市のそれぞれの権利や役割・責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立とこころ豊かに暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解 説】

自治基本条例の制定の趣旨や決意の表明は「前文」で述べられていますので、ここでは、簡潔に本条例の目的を規定しています。

これからのまちづくりを進めていくうえでは、先ずは自治の「基本理念」を明確にし、その「基本理念」を実現していくための具体的な方針としてまちづくりの「基本原則」を定めていく必要があることを確認しています。また、そのことを通じて、自治を確立し、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とすることを定めています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会、市長その他の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び執行機関が、お互いの役割と責任の自覚のもと、それぞれの自主性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合いながらまちづくりに取り組むことをいう。

【解 説】

本条文におきましては、この自治基本条例の実効性を高めるべく、この条例が誰もが分かりやすく親しみやすいものにするため、その内容を共有化し、深く理解してもらうために、条例の中で使用される用語のうち、特に共通認識が必要な用語についてのみ定義しました。

第1号「市民」については、

まちづくりに関する様々な活動には、市内に居住している人（市内に住所を有する人

で、外国人・法人も含みます。)に限らず、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で事業活動を行っている個人や団体などたくさんの方がいます。本市におきましては、昭和工業団地という県内最大の工業団地があり、多数の企業が立地し、また、市内で事務所、店舗を構えている個人商店もたくさんあります。これらすべてを総じて市民と位置づけました。また、「事業を営むもの」としては、自然人、法人どちらも含み、また、事業活動は、営利、非営利どちらも問いません。なお、「者」は個人を指し、「もの」には個人だけではなく団体、企業などを含みます。

自治基本条例は、「市民」が、主体的にまちづくりを進めていくための条例ですので、「事業者」も一市民として、事業活動を通じて、地域とかがわり、地域貢献に携わってもらうことで、社会的な責任を果たしてもらうことを意図しています。

しかしながら、民法においては、自然人と法人両方共に権利能力の主体とされていますが、自然人に保障されている権利がすべて法人に保障されているわけではなく、この条例においても同様に法人すべてに保障されるものではありません。

第2号「市」については、

普通地方公共団体の「市議会」と「市長」をはじめとした第3号に規定されている「執行機関」の大和郡山市全体の自治体組織を指して定義しています。

第3号「執行機関」については、

独自の執行権を有し、担任する事務について自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示できる機関で、地方自治法第138条の4に規定する執行機関を指し、市長を含む地方自治法第180条の5の規定に列記されている各種行政委員会及び委員（教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会）を意味しています。

第4号「参画」については、

政策の立案から実施、評価に至るまでの市における意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することを言います。「参加」よりも、行政活動へのかかわりが深くなるだけに、その自覚と責任を必要とします。

第5号「協働」については、

まちづくりの主体となる「市民、市議会、行政（市長をはじめとする執行機関）」の3者が、それぞれの責任と役割分担を認識し、相互に立場や自主性を尊重し、連携、協力しあいながらまちづくりを進めていくことを意味します。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次の各号に掲げる基本理念を共有し、まちづくりを進めるものとする。

- (1) 地方自治の本旨に基づき、それぞれの果たすべき役割や責務を分担し、相互に補完協働し合いながら、自主性及び自立性を確保した個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

- (2) 一人ひとりの人権を尊重し、女性、子ども、高齢者、障がい者等すべての市民が健やかに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものとする。
- (3) 多彩な産業、自然環境及び歴史文化との共生を図りながら、持続可能な循環型のまちづくりを進めるものとする。
- (4) 人と人、人と地域とのつながりを深め、活力に満ちたまちづくりを進めるものとする。

【解 説】

大和郡山市ならではの自治を確立し、次世代に誇れるような持続可能なまちづくりを進めていくには、市民が重視する価値観、進むべき将来像として「基本理念」を明確に定めておく必要があります。

- (1) まちづくりの主体となる市民、市議会、行政のそれぞれが、地方自治の本旨のもと、各自の役割に責任をもって、相互連携、協力しながら大和郡山市の特性、個性を活かしたまちづくりを進めていくことをまちづくりの基本理念として掲げています。

地方自治の本旨とは・・・

一般的に『地方自治の本旨』とは、「地方自治の本来のあり方」のこととされ、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされています。

- ① 住民自治—地方公共団体において、その団体としての意思決定が住民自らの意志と責任において行われること。(住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること。)
- ② 団体自治—地域のことは、地方公共団体が自主性、自立性をもって、国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任のもとに地域の实情に沿った行政を行っていくこと。

- (2) 大和郡山市に暮らすすべての人の人権の尊重と幸福に暮らせる権利の実現をまちづくりの基本理念として掲げています。
- (3) 大和郡山市で培われた自然、歴史、文化等を大切にし、産業の振興を推進していくことをまちづくりの基本理念として掲げています。
- (4) 人と人とのつながり、交流を促進し、にぎわいのある活力あるまちづくりを推進していくことをまちづくりの基本理念として掲げています。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 市民及び市は、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを行い、自治を推進する。

(1) 情報共有の原則

まちづくりは、市民及び市それぞれが保有するまちづくりにかかわる情報を相互に共有し、進めるものとする。

(2) 市民参加、参画及び協働の原則

まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び市が、それぞれの責務に基づき協働し、進めるものとする。

(3) 行財政運営の原則

まちづくりは、公正性、公平性及び透明性を確保し、健全で、自立した行財政運営のもと行うものとする。

(4) 人権尊重の原則

性別、年齢、心身の状態、国籍、民族等にかかわらず、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるまちづくりに努めるものとする。

(5) 自律共助の原則

市民は、自治の主体として、市民一人ひとりが自己の意志のもと、市民相互及び市と助け合うとともに、自主的な市民公益活動により、まちづくりを進めるものとする。

(6) 環境保全の原則

まちづくりは、自然や歴史との調和を図り、次世代に継承できるよう環境保全に努めるものとする。

(7) 対等及び協力の原則

まちづくりは、市が、自らの判断と責任において、国、県と対等の立場で、連携、協力し合いながら進めるものとする。

【解説】

本条では「基本理念」をより具体化し、目指すべき将来像を実現していくための行動原則、自治運営の方針として7つの「基本原則」を定めています。

(1) 情報共有の原則

まちづくりを行ううえでの情報についての基本的な考え方を定めています。

まちづくりを進めていくうえでは、それにかかわるすべての人が、情報を共有化することが基本となります。市が保有する情報の公開、または、市民、市議会、行政が各自が持っている情報の交換を通じて、意思疎通を図り、信頼関係を構築していくことが大切です。市政に関わる情報は、市民との共有財産であることを改めて確認しています。

(2) 市民参加、参画及び協働の原則

まちづくりへの市民の参加、参画する権利及び協働のまちづくりについての基本的な考え方を定めています。

市民、市議会、行政が共に大和郡山市のまちづくりを進めていくうえでは、特に重要な自治の基本原則として、「市民の自主的、主体的な参加、参画」と「市民と市の協働によるまちづくり」を掲げ、市民が市政に参加、参画する機会を保障し、市民と市がお互いに協力、補完しあいながらまちづくりを推進することを定めています。

(3) 行財政運営の原則

行政運営における公正性、公平性及び透明性の確保を基本とし、市の財政運営が、市民の貴重な税金等によって成り立っていることから、健全で、自立した行財政運営のもと行うことをまちづくりの基本原則として定めています。

(4) 人権尊重の原則

市民を主体としたまちづくりを進めていくにあたっては、まずは、市民の誰もが一人の人間として尊重され、性別・年齢・国籍等にかかわらず各自の基本的な人権が保障されてこそ、自己の個性や能力が発揮できると考え、人権の尊重をまちづくりの基本原則として定めています。

(5) 自律共助の原則

まちづくりの主体である市民は、第三者の意思などに束縛されることなく自らの判断と責任のもと各自が自律した立場で、市政、地域活動等に主体的に参加、参画でき、また、一方では市民一人ひとりがそれぞれの立場を尊重し、相互理解、扶助し合いながら協働のまちづくりを進めていくことがまちづくりの基本姿勢として大切であると考え、市民の自律と共助をまちづくりの基本原則として定めています。

(6) 環境保全の原則

現代社会において、市内の環境も大きく変わってきました。環境への負荷を減らし、次の世代に対して責任を持ち、環境、経済、社会的な繋がりという資源を次世代が享受できるよう、自然や歴史と人との共生を考え、環境を保全することを基本原則として定めています。

(7) 対等及び協力の原則

平成12年7月地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、国や都道府県の関与が廃止、軽減される中で、市町村は国、都道府県と対等協力の関係であることが明確になりました。本市におきましても、国や奈良県と対等の立場で、連携、協力し合いながら自立した自治体運営を進めていくことを定めています。

第3章 市 民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参加、参画する権利を有する。

2 市民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有する。

3 前2項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

【解 説】

本条文は、自治の主体である市民に、まちづくりにおいて保障されるべき権利を定めています。

第1項では、第4条で定めているまちづくりの基本原則の「情報共有の原則」「市民参加、参画及び協働の原則」を実現するにあたり、市民の権利として「市政に関する情報を知る権利」及び「まちづくりの主体として市政に参加、参画する権利」の2つの権利を明確にしています。

まちづくりの情報は、市民との共有の財産として位置づけられ、市民が参政権を適切かつ効果的に行使するために、まずは、市政にかかわる情報を広く入手し、共有していくことが大切です。市民の「知る権利」と「市政に参加、参画する権利」がうまく連動し、保障されてこそ、地方自治の実現が可能となると考え、この2つの権利を併記しています。

第2項では、まちづくりの基本原則の「人権尊重の原則」にのっとり、自治の主体となる市民の一人ひとりの人権が尊重され、公正な行政サービスのもと、わがまち‘大和郡山’で「安全で安心な生活を営む権利」を保障しています。また、ここでいう「市民」は、在住市民であり、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというのではなく、それぞれの対象者は、受けるサービスごとに、法令や条例等で規定されることとなります。

第3項では、市民の誰もが、その権利の行使に際しては、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、権利の行使の有無で、不利益を被ったり、不当な差別的な扱いを受けない権利も保障される必要があると定めています。

(市民の責務)

第6条 市民は、持続可能なまちづくりのため、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければならない。

2 市民は、市と協働し、連携し合いながら、安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとする。

【解 説】

本条文は、前条に定める市民の権利に対して、市民の責務を定めています。

前条の定めにより、市民の権利が認められることとなりますが、市民は、自治の主体として、権利を主張するだけでなく、権利に対応する責務を果たさなければならないことも大切であることを規定しています。

そこで、第1項では、まず、市民自らが、自分たちがまちづくりの主体であることを自覚し、自分たちの言動に責任をもって、まちづくりに取り組んでいかなければならないことを市民の責務として定めています。ただ、「まちづくりへの参加、参画をする責務」は、決して、義務として強制されるべきものではなく、あくまでも自主的、主体的に果たすべきもので、「市政への参加、参画する権利」を定めている前条第1項に対応します。

第2項では、自治を推進していく上では、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを常に自覚し、自らが暮らす地域において、防災、防犯、福祉活動などの活動にも、お互いに助けあうとともに、市と協働、連携し、積極的に取り組んでいかなければならないことを定めています。

第3項では、市民は、その権利と同時に役割と義務が共存していることを常に認識し、行政サービスを受ける権利を有する一方で、そのサービスに伴う負担をすることを確認しています。

(青少年及び子どもの権利)

第7条 青少年及び子ども（未成年の市民をいう。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、まちづくりに参加、参画することができる。

2 市民及び市は、青少年及び子どもがまちづくりに参加、参画するための環境づくりに努めなければならない。

3 市民及び市は、青少年及び子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

【解 説】

青少年、子どもを次世代の担い手として、地域社会の大切な一員として位置づけ、元気で健やかに育つ権利を有することを規定し、まちづくりについても、自由に意見を述べ、参加、参画する権利があることを第1項で、次に第2項で、その参加、参画するための環境づくりを地域や市が取り組まなければならないことを定めました。

また、第3項では、青少年、子どもを取り巻く状況の悪化が指摘される中、青少年、子どもへの教育は、家庭や学校での教育だけでなく、地域や行政などまちづくりに携わるみんなで、見守り育て、健やかに育つ環境づくりに取り組んでいかなければならないことを示しています。

なお、本条例に規定する、青少年及び子どもの定義については、民法上、満20歳をもって成年とする（民法4条）ので、その規定に準じ20歳未満の未成年者とします。

第4章 議 会

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、直接選挙により信託を受けた議員により構成され、条例の制定及び改廃、予算の議決、決算の認定等の市政の重要事項についての市の意思決定機関である。

2 市議会は、市民の意思が市政運営に適切に反映され、市政が適正かつ効率的に執行されているか監視し、けん制に努めなければならない。

3 市議会は、議会活動に関する情報の提供を図り、市民に分かりやすく、開かれた議会運営を行うよう努めなければならない。

4 市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査、議案提出等の立法機能の強化を図るとともに政策立案機能を高めるよう努めなければならない。

【解 説】

第1項では、市議会が、市民の直接選挙で選ばれる議員をもって構成される市民の信託を受けた議決機関であること、また、地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定など市の重要な政策、事項等を意思決定する権限をもつ機関であることを確認しています。

第2項では、市議会の役割を着実に果たすため、市政運営が適正かつ効率的に行われているかを監視、けん制することを規定しています。

第3項では、市議会は、積極的に議会活動に関する情報を提供し、開かれた議会運営に努めなければならないことを規定しています。

第4項では、市議会としての役割、責務を円滑に遂行していくためにも、日頃から市政調査、議案提出等の立法機能及び政策立案機能の強化とその活用することを定めています。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市議会が市民の信託に基づくものであるということを深く認識し、常に市政の発展、安全、環境、市民全体の福祉の向上を念頭において公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市議会の役割及び責務を遂行するため、自己の研さんに励むとともに、審議機能及び政策立案能力の向上や時代の変化への対応等に努めなければならない。

3 市議会議員は、会議において議題に対して真摯に対応し、十分な議論を尽くすように努めなければならない。

【解 説】

本条文では、市の重要な政策、事項等を意思決定する権限をもつ市議会を構成する個

々の市議会議員の責務を定めています。

第1項では、市議会議員は、特定の人や地域、特定の団体などの代表ではなく、市民全体の福祉の向上という観点から、その職務を誠実に遂行していかねばならないことを定めています。

第2項では、市民の代表としてふさわしい知見が求められる議員の自己研鑽の必要性和地方分権時代に独自の政策立案が求められるようになることへの対応を定めています。

第3項では、二元代表制のもと、市民の意思を代表する議員の職務を果たすにあたり、十分な議論を尽くすよう努めなければならないことを定めています。

第5章 市長等

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、市政の代表者として市を統括し、市民のために公正かつ誠実に市政の執行に努めなければならない。

2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理念を実現し、自治の推進に努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定する責務を遂行するにあたり、市職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的かつ効果的な組織運営に努めなければならない。

【解説】

第1項では、市長は、市民から直接選挙で選ばれた市の代表者として、外部に対してすべての責任を負う重要な任務であること。また、一方では、市の統括者として、市の事務全般を総合統一的に執行する権限も有する職務であることを明記しています。よって、本条文において、市長は、市の代表者及び統括者として、市政運営にかかわる重要な役割を公正かつ誠実にこなさなければならないことを定めています。

第2項では、市長は、市民の信託のもと市政運営を託された者として、本条例で定めた基本理念に則り、憲法第92条の地方自治（住民自治、団体自治）の本旨を具現化し、推進していく任務があることも定めています。

最後に、第3項で、市長の職務として、任務を円滑に遂行するにあたり、市長の補助機関である市職員の監督者として適切な指揮指導をし、人材育成を図るとともに、時代に適応した組織運営に努めていかなければならないことも規定しています。

(執行機関の役割及び責務)

第11条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行にあたらなければならない。

2 執行機関は、執行機関相互に協力連携しながら、最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。

3 執行機関は、職務の遂行にあたり、多様な方法により積極的に市民の参加、参画を促さなければならない。

4 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、簡素で効率的なものでなければならない。

【解説】

本条文では、執行機関が、市政運営を行っていくにあたっての基本となる責務を明確にし、進むべき方向性を示したものです。

なお、執行機関の位置づけとしては、第2条の定義に規定しています。

第1項では、執行機関がそれぞれの権限と責任の範囲で責務を負い、公正かつ誠実に

市政運営に携わらなければならないことを定めています。

第2項では、各執行機関相互に連携を図り、協力しながら、限られた財政資源を最大限に活用し、最大の効果を生むように努めていかなければならないことを定めています。

第3項では、多様化する市民のニーズに的確に対応するため、積極的に市民の参加、参画を促し、市民の意見等を積極的に把握し、市政に反映するように努めなければならないことを明記しています。

第4項では、執行機関の組織は、直面する地域課題等に迅速かつ的確に対応できるよう柔軟で機動力のある組織体制が望ましく、よって、組織の編成にあたっては、市民にとってわかりやすく、簡素で効率的な組織であることを念頭に置きながら努めなければならないことを規定しています。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならない。

2 市職員は、市政運営を支える役割があることを深く認識し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市職員は、職務を遂行するにあたり、法令等を遵守し、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解 説】

市職員は、地方自治法上、首長の補助執行者として位置づけられ、市長の補助機関としての役割及び責務を定めています。

第1項では、市職員は、自らも全体の奉仕者としてまちづくりの主体であることを自覚した上で、公正、誠実に業務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならないことを定めています。

第2項では、市職員として市政運営の一端を担っているという深い認識のもとで、自らも地域社会の一員として自主的、自発的にまちづくりに取り組んでいかなければならないことを規定しています。

第3項では、市職員として市政運営に携わる中で、まずは、社会的責任として法令等の遵守に努め、常に自己能力の向上に取り組んでいかなければならないことを定めています。

第6章 市 政 運 営

(総合計画)

第13条 市長は、この条例で定めた基本理念及びまちづくりの基本原則に基づき、市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画と特定分野ごとの計画の整合を図るものとする。

3 市長は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を可能な限り数値化し、適切な進行管理を行うものとする。

4 市長は、総合計画について、社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図るものとする。

【解 説】

本条文は、まちの指針とする「総合計画」の在り方について記述しています。

第1項では、「総合計画」が、第3条及び第4条で定めた基本理念及びまちづくりの基本原則にのっとり、総合的、計画的なまちづくりを進めるための最上位計画として策定していかなければならないことを確認しています。

第2項では、「総合計画」が、市の最上位計画であることから、分野別計画は、「総合計画」との整合を図りながら策定していかなければならないことを規定しています。

第3項では、「総合計画」に基づく政策等の進捗状況について、市民生活への満足度及び事業効果等その指標を可能な限り数値化し、適切な進行管理に努めなければならないことを定めています。

第4項は、社会の変化への対応や第3項に規定する適切な進行管理等から柔軟に見直しを図ることを規定しています。

(財政運営)

第14条 市長は、総合計画及び次条で定める行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営を行い、予算、決算その他の財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

2 執行機関は、市が保有する財産を明確にし、適正な管理に努め、効果的に活用しなければならない。

【解 説】

第1項では、市政運営が貴重な税金等によって成り立っていることから、その運営については、「総合計画」や「行政評価」等と連動させ、適正で効率的な予算の編成、執行に努め、健全な財政運営を進めていかなければならないことを定めています。

また、市の財政状況等については、財政運営の透明性を確保するという観点から定期的に市民に公表しなければならないことを規定しています。

第2項では、市有財産については、必要、不必要を見極め、適正な管理のもとで、有効な活用に努めなければならないことを定めています。

(行政評価)

第15条 執行機関は、市政運営を行うにあたり、行政評価を実施し、その内容及び結果を公表しなければならない。

2 執行機関は、行政評価の結果に基づき、総合計画の進行管理及び予算の編成、組織の改善等に反映させなければならない。

3 執行機関は、必要に応じて市民、専門家等の意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

本条文は、「行政評価」の在り方について記述しています。

第1項では、第4条で定めているまちづくりの基本原則の「行財政運営の原則」にのっとり、市が行っている業務が、効果的かつ効率的に実施されているかを検証する「行政評価」を行い、その結果についても市民に分かりやすく公表することにより、市民への説明責任を果たさなければならないことを規定しています。

第2項では、「行政評価」の実施により、政策等の見直しを進めることによって、その結果を「総合計画」の進行管理、予算編成、または、組織改編等に活かすことで、その後の市政運営の改善に結びつけていかななければならないことを定めています。

また、第3項では、市組織の内部検証だけではなく、客観的、専門的な視点で業務を評価分析するため、必要に応じて外部の意見を聞く機会を設けることができることを定めています。

(外部監査)

第16条 市は、公平、公正で、効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、必要に応じて専門性及び独立性を有する外部機関による監査を実施することができる。

2 前項の監査は、その結果を公表するものとする。

3 前2項に関することは、別に定める。

【解説】

市には、財政に関する事務の執行及び経営に係る業務管理等を監査するための執行機関として監査委員が設置されています。平成9年6月に地方自治法の一部改正により、都道府県、政令都市等の大都市を対象に外部監査制度が導入されましたが、30万人以下の都市の多くは、まだ当該制度の導入が進んでない現状があり、本市におきましても、同様な状況にあります。今後、本条例施行後には、その内容等について積極的に研究し、その導入に向けて検討していくこととなりますが、ここでは、地方自治法上、「個別外部監査」と「包括外部監査」とに区分されているうち、包括外部監査は膨大な費用がかかることから、必要に応じて実施する個別外部監査契約に基づく監査を想定しています。

第1項、第2項では、公平、公正で、効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、

内部の監査とは別に、必要に応じて外部機関による監査を行う制度を設け、その結果については、公表するよう規定しています。

第3項では、外部監査の実施に関する手続きについては、別に条例で定めることを規定しています。

(出資法人等に対する指導)

第17条 執行機関は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資法人等」とする。）に関して、当該団体の業務及び財政状況等を公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言しなければならない。

2 執行機関は、出資法人等に対して、常にその目的、効果及び必要性を精査し、適切な措置を講じなければならない。

【解 説】

本条文では、市全体の財政運営の健全化を図っていくという観点から、市が「資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人」や市の職員を派遣している法人の運営状況を把握し、その結果について公表するとともに、効率的な行財政運営に努めるべく適正に監督指導し、法人の目的、効果、必要性を精査、検討しなければならないことを規定しています。

なお、本条でいう法人とは、地方自治法第221条第2項の規定に基づく市長の予算執行に関しての調査権が及ぶ法人等であり、具体的には、(社)シルバー人材センター、土地開発公社、(財)文化体育振興公社、(福)社会福祉協議会があげられます。

(説明責任及び応答責任)

第18条 市長は、市政運営を進めるため、市民に対して市政に関する情報を積極的に提供し、市政に対する理解と信頼を得られるよう説明しなければならない。

2 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答するよう努めなければならない。

【解 説】

本条文は、市民に果たすべき説明責任及び応答責任について規定しています。

第1項では市民への説明責任は、市政運営の透明性を高め、市民との協働のまちづくりを推進していくためには、不可欠なことであることを示しています。

市民に対して積極的に市政に関する情報を提供し、説明責任を果たさなければならないことを定めています。

また、応答責任については、市民の意見、要望、提案等に対して、市民の立場に立って、できるだけ迅速かつ誠実な対応に努めなければならないことを定めています。

(情報公開)

第19条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民に対して説明する責務を果たすため、保有する市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

【解 説】

本条文は、市民に対する情報公開について定めています。

第5条に規定する「市民の知る権利」を保障し、前条の市の「説明責任」を果していく上で、市は、市民との共有財産として位置づけられる市政情報を積極的に公開し、様々な手法を用いて広く提供し続けることにより、市民との信頼関係の構築と透明性の高い行財政運営に結びつけていくよう努めなければならないことを定め、第2項では、情報公開に関する手続については、別に条例で定めることを規定しています。

なお、本市においては、平成10年4月1日に施行された大和郡山市情報公開条例がこれにあたります。

(個人情報保護)

第20条 市は、市民の基本的な人権を守るため、保有する個人情報を保護しなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

【解 説】

本条文は、市が保有する個人情報の保護について定めています。

第1項において、市は、「市民の知る権利」を保障し、市の「説明責任」「情報公開」を遂行していくと同時に、市民の基本的な人権、プライバシー等を守っていかなければならない重要な責務があることを定めています。公平、公正で信頼できる市政運営を進めるためには、市の保有する個人情報の適正な管理を図っていく必要があります。

また、第2項では、個人情報の保護については、別に条例で定めることを規定しています。本市においては、平成15年4月1日に施行された大和郡山市個人情報保護条例がこれにあたります。

(法務政策)

第21条 市は、市民のニーズや行政課題に沿った主体的なまちづくりを推進するため、自治立法権、法令の自主解釈権の適正かつ効果的な活用を努めなければならない。

【解 説】

本条文では、市は、自主的な条例の制定、法令の解釈等法務政策の推進に努めること

を規定しています。法務政策として多様化する市民ニーズ及び地域課題に柔軟かつ的確に対応するため、自主的な法令解釈に努めるとともに、積極的な自治立法権（条例制定権）の活用を図ることで主体的なまちづくりを進めていく必要があることを定めています。

（行政手続）

第22条 執行機関は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、法令に基づく届出に関する手続について、透明性の向上を図り、公正かつ迅速に行わなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

【解 説】

本条文では、行政が行う処分や手続等の行政手続について、市民の権利、利益を保護するためのルールを定めています。

行政手続の執行にあたっては、市民の利害にかかわる処分等が行われることから、市民の権利や利益を保護するため、申請に対する処分、不利益処分、行政指導等について公正な手続きで処理していかなければならないことを規定しています。

また、第2項では、行政手続については、別に条例で定めることを規定しています。本市においては、平成9年7月1日に施行された大和郡山市行政手続条例がこれにあたります。

（公益通報）

第23条 執行機関は、市政運営の適正化を図り、その運営に関する違法な行為について、市職員等からの通報が行われる体制を確立しなければならない。

2 執行機関は、前項の通報を行った市職員等に対し、通報によって不利益を受けることがないように、身分を保障する等の適切な措置を講じなければならない。

3 前2項に関することは、別に定める。

【解 説】

本条においては、平成18年4月1日に施行された公益通報者保護法に基づき、公益通報者の保護について定めています。

第1項では、市政運営において、違法な行為について公益のための通報が行われる場合の体制の整備、確立をしなければならないことを規定しています。

また、第2項では、公益通報を行った者が不利益を受けないように適切な措置を講じることを明確化することとしています。

また、第3項では、公益通報について必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。

【参考】

公益通報者保護法

近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次ぐ中で、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合に、解雇等の不利益な扱いから保護し、事業の法令遵守経営を強化する目的で平成16年6月に成立、平成18年4月から施行されました。

(危機管理)

第24条 市は、災害発生等の不測の事態に備え、市民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備しなければならない。

2 市は、前項の危機管理体制を強化するため、市民、関係機関及び他の地方自治体との連携、協力を図らなければならない。

【解説】

第1項では、市民の生命、身体及び財産を守ることは、基礎的自治体である市としての最大の使命であることを確認しています。

また、第2項では、地震、台風などの自然災害をはじめとする不測の事態に対して、常日頃から市民、防災関係機関及び近隣市町村との連携を密にし、危機管理体制を確立しなければならないことを規定しています。

第7章 市民参画、協働

(市民公益活動の推進)

第25条 市民は、自治会等の地域活動団体及びボランティア、NPO等の目的別非営利活動団体の行う市民公益活動に関心を持ち、積極的な参画を通じ、地域の課題を共有し、解決に向け行動するよう努めるものとする。

2 市は、自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。

3 市民は、一定のまとまりのある地域内において、地域活動団体を中心とする多様な主体により構成される市民公益活動を行う組織を結成することができる。

【解説】

本条文では、市民が自主性と主体性に基づき行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与する市民公益活動について規定しています。

第1項においては、市民公益活動を行う団体として、自治会、婦人会、子ども会、老人会など地縁型の団体（コミュニティ型）だけでなく、ボランティア、NPO等の目的別に組織された団体（アソシエーション型）の両方を含めることを定めていますが、その、どちらもがまちづくりを担う不可欠な組織であると考え、市民は、各地域で行われる市民公益活動への理解と関心を深めるとともに、誰もが安心して、こころ豊かに暮らせるまちづくりに可能な範囲で参加、協力し、地域で直面している課題等の解決に努めなければならないことを定めています。

第2項では、市は、市民の自発的かつ自主的な市民公益活動に対し、その役割と主体性を尊重し、必要に応じて、資材、情報、人材、学習の機会の提供など適切な支援等を講じることが必要であると定めています。

また、第3項では、第1項に規定されている地域の課題の共有とその解決に向け、自治会等の地域活動団体を中心とし、NPO等の多様な主体が集まり、構成される市民公益活動を行う団体の設置について規定しています。

(協働及び参画の推進)

第26条 市民及び市は、それぞれお互いに協働しようとするときは、相互の役割分担を明らかにしたうえで、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

2 執行機関は、政策立案、計画策定、実施、評価等の各段階において市民が参画できるようその機会の拡充に努めなければならない。

【解 説】

第4条にまちづくりの基本原則として規定している「市民参加、参画及び協働の原則」に則り、市民の市政への参画の基本姿勢を定めています。

第1項では、まちづくりの担い手である市民、市議会及び執行機関が、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重し、理解しあうことで、真のまちづくりのパートナーとしての信頼関係の構築に努めなければならないことを規定しています。

また、第2項では、執行機関は、公正、公平な市政運営の確保とその透明性の向上を図るため、政策立案、計画策定、実施、評価の意思形成の各段階において、その内容と過程等を明らかにし、市民に対して広く市政への参画の機会を拡充していくことに努めなければならないことを定めています。

(意見聴取制度)

第27条 執行機関は、市民生活において重要な政策及び計画の策定並びに条例の制定にあたり、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

2 執行機関は、市民から提出された意見を考慮し、意見についての考え方を公表しなければならない。

3 意見聴取制度の対象となるものについては、別に定める。

【解 説】

市民生活に密接にかかわる計画および政策の形成過程、また、条例等の制定などで、広く市民からの意見を聴取する方法の一つとして「パブリックコメント」という制度があります。

第1項においては、市としては、第4条で定めているまちづくりの基本原則の「情報共有の原則」及び「市民参加、参画及び協働の原則」にのっとり、広く市民に市政への参加の機会を保障し、その透明性の向上を図るため、市政運営にかかる重要事項の目的、趣旨、内容その他参考になる情報等を事前に公表し、意見聴取（パブリックコメント）を行うことを規定しています。

また、第2項では、第1項で規定したパブリックコメントにより提出された意見について、執行機関としての考え方を公表するよう定めています。

第3項では、パブリックコメントの取り扱いについて、運用基準等を別に定めることを規定しています。

(審議会等の委員)

第28条 執行機関は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、公開を原則とする。

【解 説】

本条文では、第4条で定めているまちづくりの基本原則の「市民参加、参画及び協働の原則」に則り、市の重要な計画、条例等に関する審議会やこれらに類する執行機関の附属機関への市民の参画（参加）の機会を保障し、第1項では、それらの機関の委員の選任については、市民からの公募の委員を加えるよう努めることを定め、公平、公正で透明性の高い市政運営を進めていくことに努めなければならないことを明確にしています。

また、第2項では、その情報提供の一環として、審議会等の会議及びその会議録は、原則として公開することを定めています。

（住民投票制度）

第29条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。

3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。

4 住民投票の請求、発議、投票資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解 説】

住民投票は、住民自治の観点から、市政運営に関する重要事項について市民の意思を確認する制度です。一般的に住民投票制度は、課題が生じる都度条例を制定し、個別案件に応じて制度を設ける「個別設置型」と、あらかじめ住民投票条例等を制定し、すべての案件に共通する制度を設けておく「常設型」の2種類があり、「常設型」については、住民投票を請求する際の要件、投票資格者の範囲等を詳細に明記しています。本市の自治基本条例は、「個別設置型」と「常設型」の中間に位置するもので、住民投票の実施について必要な事項は、別の条例で定めるよう規定しています。

第1項では、市長が市政の運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定を行うために、住民投票の制度を設けることができることを定めています。

また、第2項では、市民からの住民投票の請求、第3項では、議会及び市長からの発議について定めています。

第4項では、住民投票に付される事項、請求する場合の要件、投票資格者の範囲等の住民投票の実施に関して必要な事項については、別に条例で定めることを規定しています。

第5項では、市民、市議会及び市長に対し、住民投票の結果について尊重しなければならないことを規定しています。

第8章 連 携 と 協 力

(他の自治体等との連携)

第30条 市は、他の地方自治体、大学、NPO、専門機関等と共通する地域課題等の解決を図るため、相互に協力し、課題を解決するよう努めなければならない。

2 市民は、他の地方自治体の住民と連携を図り、様々な意見を取り入れ、まちづくりに活用する。

【解 説】

近年、環境問題、消防防災、交通、文化活動等広域的な行政課題等が増加する中で、第1項では、市が近隣の他の地方自治体、大学、NPOなどの団体と広域的な観点から連携協力関係を構築しながら、自立したまちづくりを進めていくことを、また、第2項では、市民が、近隣の地方自治体の住民と連携、協力を図り、まちづくりを進めていくことを規定しています。

第9章 条例の位置づけと改正（最高規範性／見直し）

（最高規範性）

第31条 この条例は、住民自治及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

本条文では、この条例がまちづくりの最高規範性を持ち、市で策定する諸計画や他の条例、規則等の最上位に位置することを定めています。

現在、市で制定している各条例には、上下の関係はなく、その効力については同等ですが、自治基本条例においては、まちづくりへの基本理念、基本原則を掲げ、また、その主体となる市民、市議会、行政の役割を規定するなど、まちづくりへの基本的事項を明記していることから、日本国憲法と法律との関係と同様にとらえ、最高規範性を持つことで、「まちの憲法」として位置づけ、まちづくりに携わる誰もがこの条例の趣旨を最大限に尊重し、遵守することを定めています。

また、市で各分野ごとの計画を策定する場合や他の条例、規則、規程の制定、改正、廃止を行う場合には、この条例で定めている事項との整合を図る必要があることを定めています。

（条例の検討及び見直し）

第32条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に検討し、必要に応じて見直しをしなければならない。

2 市長は、前項の検討及び見直しを行うにあたり、委員会を設置する。

3 前項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

【解説】

第1項では、この条例が時間の経過とともに生じる社会情勢等の変化に柔軟に対応し、常にまちづくりの最高規範としてその役割を果たし続けるために、5年を超えない範囲でその内容を検証し、見直すことを定めています。

また、第2項では、検討や見直しにあたり、条例の実効性を高めるために委員会を設置することを定めています。

第3項では、第2項に規定する条例の検討及び見直しを行う委員会の組織並びに運営に関し、別に定めることを規定しています。